

## 意見聴取要請の概要

## 食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

（平成 17 年 12 月 19 日付け）

## ・ イソブタナール

（イソブタナールは、ブランデーないしウイスキー様の香気を有し、果物や野菜などの香気成分として食品に天然に含まれている成分である。欧米では清涼飲料、キャンディー等、様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。

## ・ ブタナール

（ブタナールは、りんご、洋梨等のフルーツ様の香気を有し、果物、豆類等の香気成分として天然に含まれている成分である。欧米では清涼飲料、キャンディー、アイスクリーム、ゼリー、プリン等、様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。

## ・ 2 - メチルブタノール

（2 - メチルブタノールはフルーツ様の香気を有し、果物等の香気成分として食品に天然に含まれている成分である。欧米では焼き菓子、清涼飲料、キャンディー、インスタントコーヒー等、様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。

・ 酢酸 - トコフェロール（*d* 体及び *dl* 体に限る。）

（ビタミン E（トコフェロール）の誘導体。*dl* 体は化学合成法

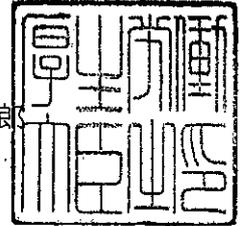
による  $\alpha$ -トコフェロールと酢酸のエステル体であり、*d*体は天然の  $\alpha$ -トコフェロールと酢酸のエステルである。トコフェロール類としては、厚生労働大臣の指定する添加物として、*dl*- $\alpha$ -トコフェロール、既存添加物（天然添加物）として、*d*- $\alpha$ -トコフェロール、*d*- $\beta$ -トコフェロール、*d*- $\gamma$ -トコフェロールがある。本品は、栄養強化の目的で利用されているが、上記のトコフェロール類と異なり、食品中の抗酸化作用は認められていない。）



厚生労働省発食安第 1219009 号  
平成 17 年 12 月 19 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

イソブタナール

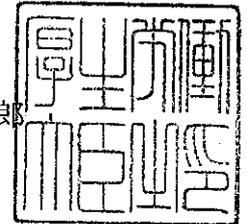




厚生労働省発食安第 1219010 号  
平成 17 年 12 月 19 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



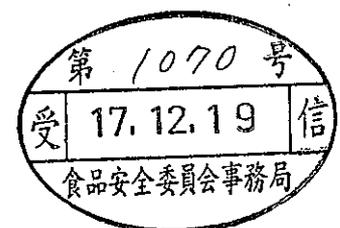
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

ブタナール

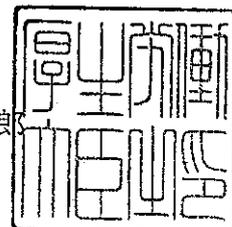




厚生労働省発食安第 1219011 号  
平成 17 年 12 月 19 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



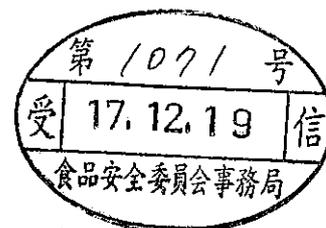
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

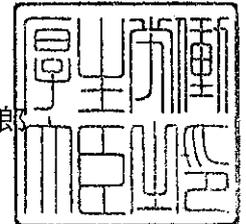
2-メチルブタノール



厚生労働省発食安第 1219012 号  
平成 17 年 12 月 19 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



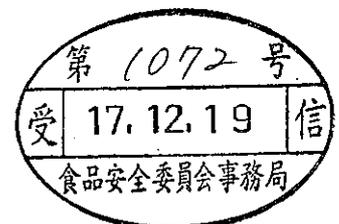
食品健康影響評価について意見を求めたことの下取り下げについて

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、平成 16 年 10 月 14 日付け厚生労働省発食安第 1014001 号をもって貴職に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

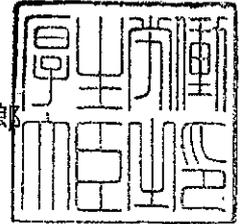
酢酸  $\alpha$ -トコフェロール ( $d$  体及び  $dl$  体に限る。)



厚生労働省発食安第 1219013 号  
平成 17 年 12 月 19 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

酢酸  $\alpha$ -トコフェロール（*d* 体及び *dl* 体に限る。）

